

**各組織で増刷して、役員に配布してください。**

＜発行＞日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局  
 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3F  
 TEL 03-5940-0182 FAX03-5395-2833  
 address : jpa@ia2.itkeeper.ne.jp

\* インターネットメールは、BCCにてJPA加盟・準加盟組織、役員等に活動に役立つニュースを不定期に配信します。メールアドレスのない加盟組織については、FAX、メール便にて配送します。送信もれ、または各組織で配信希望の役員がいる場合は、事務局までご連絡ください。（追加、訂正、削除などは事務局まで連絡をお願いします。）

**◎第6回総合福祉部会（内閣府障がい者制度改革推進会議）への野原委員意見をまとめ、提出しました**

8月31日（火）に行われる第6回総合福祉部会にむけて、加盟組織からの意見も反映させた意見を、野原委員意見として昨日、事務局（厚生労働省障害保健福祉部企画課）に提出しました。提出した意見は別紙のとおりです。

ご意見をお寄せくださった団体のみなさん、ありがとうございました。

この意見を見て、さらにこんなことも、というご意見も、どんな細かいことでも構いません。また、具体的な事例なども寄せていただけると、今後の議論や、新法にむけての検討作業のなかで反映させていけると思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

**◎第7回総合福祉部会への意見も早めにご検討を！**

さらに、その次（9月21日、第7回）の総合福祉部会にむけても、すでに議論される論点表が提示されています。×切は8月末日頃になると思いますので、各加盟組織からのご意見をご準備しておいてくださればと思います。JPAの素案もなるべく早く準備したいと思います。

論点は次のとおりです。

**第7回総合福祉部会（9月21日）における論点表**

G 利用者負担	G-1 応益負担の問題点と現状の評価	G-1-1) 「自立支援法」で導入された自立支援給付（福祉サービス、補装具）、自立支援医療の応益負担の問題点についてどう考えるか？
		G-1-2) 「応益負担の廃止」方針に基づく、今年4月からの福祉サービスと補装具の軽減措置についてどう評価するか？
		G-1-3) 基本合意でも「当面の重要な課題」とされている自立支援医療に関する軽減措置についてどう考えるか？
		G-1-4) 「自立支援法」では福祉サービスや医療の応益負担以外に、食費や光熱水費等の実費負担が導入されたが、これについてどう考えるか？
	G-2 負担の範囲	G-2-1) 「応益負担廃止」後の負担のあり方として、サービス・支援に関する負担と食費等の実費負担について、それぞれどう考えるか？
		G-2-2) 費用負担を求める場合の仕組みとその際の負担を求める範囲（障害者本人、同居家族等）についてどう考えるか？

	G-3 その他	G-3-1) 「分野 G 利用者負担」についてのその他の論点及び意見
H 報酬や 人材確保 等	H-1 支払方式	H-1-1) 「自立支援法」による報酬払い方式についてどう評価するか？日額払い方式について、人材確保や安定したサービス提供の困難さを指摘する声がある一方、利用者の選択等の点から評価する声もある。これについてどう考えるか？
	H-2 人材確保・ 育成	H-2-1) 人材確保の困難が指摘されている。また、事務量の増大等を指摘する声がある。人材不足の解消及び事務の簡素化のために、サービス体系及び資格要件をシンプルにすることは有効か？また、有効である場合、どのように整理するべきか？
		H-2-2) 支援職員や相談支援者の迅速かつ有効な人材確保・育成の課題は何か？
	H-2-3) 障害福祉サービスの質・量を適切な水準に保つには、支援職員の賃金その他の労働条件が他の分野と比べて遜色のない水準に保たれる必要があるが、そのために障害者総合福祉法で規定できる事項、その他の法制度で規定すべき事項があるかどうか？	
	H-3 その他	H-3-1) 「分野 H 報酬や人材確保等」についてのその他の論点及び意見
I その他	I-1 介護保険との 問題	I-1-1) 国と「自立支援法」訴訟団との「基本合意文書」の中では「新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険との統合は前提とせず」と記されている。この点から、検討すべき論点としてはどのようなことがあるか？
		I-1-2) 現行「自立支援法」第7条では「介護保険優先」の原則がうたわれている。介護保険対象となった際に、「自立支援法」のサービスが利用できなくなったり、サービスの量・種類が削られたりする事例が生じている。こうした事態を避けるためには、どのような制度とすることが必要と考えるか？
	I-2 現行の特別 対策等	I-2-1) 臨時特例交付金による特別対策事業についての評価はどうか？また、この中で、「特別対策」から正規の制度に組み入れる必要があるものはあるか？
		I-2-2) また、特例交付金の延長は必要か？
		I-2-3) 新体系への移行の期間(2012年3月)をどう考えるか？
	I-3 その他	I-3-1) この法による支援のための所要額について後年度負担も含め、推計する必要があるのではないか？
		I-3-2) この財源を安定的に確保するための方策と用途をどのようにたてていくべきか？
		I-3-3) この法の実施に関するモニタリング機関の必要性をどう見るか？
		I-3-4) 相談、「選択と決定」(支給決定)、支援の利用、利用者負担等、この法に関わる全般的な不服審査・苦情解決・権利擁護機関の必要性をどう見るか？
		I-3-5) 「分野 I その他」についてのその他の論点及び意見

活発な意見で、私たちの願いを新法に反映させましょう！

----- (事務局長 水谷幸司)